

令和3年度 事業報告書

1 法人概要

法人名称 社会福祉法人 斉慎会（平成14年2月28日設立）

主たる事務所 〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚2111番地1

理事長 早野 雄二郎

理事 大橋 正己

南 貴晴

早野 いく子

山崎 俊洋

小川 正信

成田 将史

監事 名波 公彦

山本 和弘

事業の種類 1. 第一種社会福祉事業

(1) 特別養護老人ホームの経営

2. 第二種社会福祉事業

(1) 老人短期入所事業の経営

(2) 老人デイサービスの経営

3. 公益を目的とする事業

(1) 居宅介護支援事業

2 基本理念

1. 尊厳を守りその人らしさを尊重します

一人ひとりが人としての尊厳をもち、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、その人らしさを受け止め、常にご利用者の立場に立って信頼と納得の得られる良質なサービスを提供します。

2. 充実した活力のある生活となるよう援助します

その人の持っている能力や知識・経験の活用を図るとともに、環境の整備や適切な援助による趣味や文化・社会活動への参加支援など、その人にとって幸福で充実した生活、生きる楽しみと明日への希望がもてるような生活を目指して創意工夫に努めます。

3. 地域福祉の推進に努めます

施設は、社会資源として地域に還元し、保健・医療・福祉関係分野との連携を図りながら、地域福祉の推進拠点として多様なニーズに対応し、地域に暮らす人々が地域で支えあい共に生きる福祉文化の発展に貢献します。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の第4波のなかで始まり、4月25日には大阪府や東京都など4都府県に3回目の緊急事態宣言が発令されました。その後、全国の新規感染者数は次第に減少し、6月20日には緊急事態宣言は解除されたものの、東京2020オリンピック開催前には再び感染者数が増加に転じ、7月12日から4回目の緊急事態宣言が発令されました。新型コロナウイルス感染症は、感染の波が来るたびにその規模が大きくなるとともに、感染拡大のスピードも速くなっており、デルタ株に置き換わった第5波では当時の過去最多の感染者数を記録、急速かつ大規模な感染拡大が生じ、各地で医療崩壊の危機が叫ばれる事態となりました。

斉慎会では、マスク着用やアルコール消毒などの基本的な感染予防対策を徹底するとともに、最も有効な対策はワクチン接種であると考え、地域でもいち早くワクチン接種に向けて動き出しました。磐田市からのワクチン供給が始まると、5月18日には施設内で1回目の接種を行い、6月中旬には利用者・職員ともほぼ全員が2回目の接種を完了しました。

令和4年の年が明けると、オミクロン株によるこれまでにないレベルでの急激な感染拡大が始まり（第6波）、全国で初めて感染者数が10万人を突破、静岡県内も1日当たりの最多感染者が2千人を超え、1月27日から54日間にわたりまん延防止等重点措置が適用されました。第6波では、クラスターの発生場所は全国的に高齢者施設が最多となり、静岡県内での高齢者施設・障害者施設等におけるクラスター発生施設数も、第5波までの40施設から第6波では151施設に急増しました。クラスターが発生した施設では、国の政策により陽性者も入院できず施設内で療養を余儀なくされた結果、高齢者が次々と命を落とす事態となり、高齢者介護の現場に震撼をもたらしました。

ワクチンの追加接種（3回目）は、当初医療従事者から始まりましたが、磐田市では施設職員についても1月中旬頃から医療従事者とともに集団接種会場での接種が可能になったことから、接種可能な職員は集団接種会場での接種を進めると同時に、ご利用者と他の職員については施設内で3回目の接種の準備を平行して行い、2月末までにはほぼ3回目の接種を完了することができました。幸いにも法人内の事業所でこれまでクラスター発生はありませんでしたが、感染症対策は事業所の取り組みだけでなく、行事の中止・縮小や面会の制限等にご協力をいただいたご利用者・ご家族様のご協力も大きいと感謝しております。感染症対策では、令和3年度の介護保険制度改正において感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを提供できる体制を構築するための「事業継続計画（Business Continuity Plan＝BCP）」の整備が義務付けられましたので、法人としてのBCPを検討し、令和3年度は基礎的なレベルのBCPを作成しました。ただ、緊急事態発生時にBCPが有効に活用されるためには、単にBCPを策定しただけでは不十分で、日頃からの職員へのBCP教育、定期的な訓練の実施、また訓練によってBCPの不備や欠陥等の改正すべき点を明らかにして、それらを改訂することでより実効性の高いBCPに仕上げていかなければならず、それらは次年度の課題として引き続き取り組んでいきます。また、災害対策の面で、非常時には地域との連携・協力が欠かせませんが、コロナ禍にあって地域との関わりが薄れている現状があるため、今後その回復を図ることも課題の一つです。令和3年度の介護保険制度改正の第2の柱「地域包括ケアシステムの推進」では、通所介護における地域との連携強化が掲げられ、通所介護の事業について地域住民やボランティア団体との連携及び協力と行う等の地域交流に努めなければならないとされましたが、コロナ禍では地域との交流が困難であっただけでなく、サービスの利用控えなどにより利用者数そのものが減少し経営的にも大きなマイナス要因となりました。現状では、いかにデイサービスの利用者を増やし事業を回復させていくか、が大きな課題となっており、地域との連携が利用者の増加に繋がっていくような仕

組みの構築を目指して、今後の地域との関係づくりを考えていかなければならないと感じています。

介護保険制度の改正に話を戻しますと、その第3の柱は「自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進」、第4の柱は「介護人材の確保・介護現場の革新」、そして第5の柱は「介護保険制度の安定性・持続可能性の確保」です。なかでも注目すべきは、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みであり、「科学的介護」を推進するとされました。科学的介護とは「科学的裏付けに基づく介護」のことで、利用者の意向や職員の感覚も大切ではあるものの、それだけではなく客観的な証拠・根拠に基づいた介護を行うことで、自立支援や重度化防止の成果や効率をより高めていこうとするものです。厚生労働省では、科学的アプローチに必要なデータを集めるために、平成21年度から収集していた要介護認定情報に加え、平成24年度から介護保険レセプト情報も収集し、介護保険総合データベースを作成していました。平成29年度からは、通所・訪問リハビリテーション事業所からリハビリ計画書等の情報を収集し、通称「V I S I T (monitoring & eValuation for rehabIritation ServIces for long-Term care)」と呼ばれるデータベースの運用を開始、さらにそれだけでは分からない高齢者の状態や、ケアの内容などのデータについても検討を行って、信頼性と科学的妥当性がある265項目の収集を決定、令和2年度からは通称「CHASE (Care, Helth Status & Events)」というデータベースを用いてこれらのデータ収集を始め、令和3年度からはCHASEとV I S I Tが統合されてL I F E (Long-term care Information system For Evidence)と名称を変え、本格稼働することとなりました。L I F Eには、各介護事業所で利用者の基本情報や、実施したケアの内容、利用者の状態に関するデータなどを登録します。こうして集められたデータは、匿名化されて厚労省のデータベースに蓄積、各介護事業者がL I F Eのサイト上で請求すれば、そのデータから導き出されたフィードバック情報を得られるようになっています。フィードバックされる情報は、利用者単位と事業所単位があり、例えば利用者単位なら、利用者の年齢・性別・要介護度といった背景をふまえ、状況が似ている人のADL（日常生活動作）や栄養状態の全国平均と比較することによって、その人に推奨されるケアの内容を示したり、事業所単位では全国平均と比較した自施設の傾向などをフィードバック、施設として何に注力していくとどんな効果が期待できるかといった分析情報が提供されるようになります。介護の現場ではこれらを参考に、利用者ごとの介護計画の見直しや日々のケアに役立てることで、利用者の重度化防止・自立支援に繋げていくことが可能となります。また、令和3年度の介護報酬改定においては、L I F Eを活用することを前提とした加算や加算上位区分が設けられたため、介護報酬上のメリットも見逃せないものです。斉慎会では、L I F Eの運用が始まった令和3年4月からデータ提出を開始し、科学的介護推進体制加算などの関係する加算の算定を行ってきました。令和3年度についてはデータの蓄積段階であったため有効なフィードバックデータは得られていませんが、今後も取り組みを継続しご利用者の自立支援などサービスの質の向上に資するよう活用していきたいと考えています。

また、介護保険改正の第4の柱である介護人材の確保は、斉慎会においても重要な課題です。入職促進に向けた取り組みとして、他産業からの転職者や主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用を展開し、令和3年度は法人全体で一般採用3名、新規学卒7名の常勤介護職員を採用することができました。介護現場は人手不足感があるものの、短期的な即戦力養成に走るのではなく、職員が正しい知識と技術を身に付けた専門職として活躍できるように、長期的な視点をもって人材育成に取り組んでいます。併せて、介護現場では近年ICTやロボット技術を活用した業務改善のための福祉機器が普及しつつあり、法人内の事業所でも積極的に採用しています。こうした最新の設備・介護機器の導入は、人材の採用・定着に向けた働きやすい職場づくりと、業務の改善・効率化に欠かせないものですので、補助金等を活用しながら今

後も積極的に採用していきたいと思えます。

法人運営の面では、6月の評議員会終結の時をもって理事、監事及び評議員全員が任期満了となりましたが、特に評議員については新制度になって初めての任期満了でしたので、評議員選任・解任委員会の開催等、必要な手続きに瑕疵のないよう留意して改選手続きを行いました。また、コロナ禍のため理事会・評議員会について決議の省略が可能な場合は、所定の手続きのもと決議省略の形を取りました。今後も、コンプライアンスを重視し、適正な法人運営・業務執行を心掛け、地域に必要とされる社会福祉法人であるよう努めて参ります。

4 重点施策の取り組み内容

1 感染症や災害への対応力強化

- ① 法人全体の事業継続計画（BCP）を整備しました
- ② 地域との連携に備え、自治会等について情報収集にあたりました
- ③ 可能な範囲で実習生等の受入れを行いました

2 介護保険制度改正への対応

- ① 科学的介護情報システム（LIFE）のデータ提出を行いました
- ② 新規の加算取得による収入アップに努めました
- ③ 積極的に採用活動を展開し人材確保に当たりました

3 公正で透明性のある法人運営

- ① 役員及び評議員の改選について適正な手続きによる改選に努めました
- ② 理事会、評議員会の適切な招集と運営に努めました
- ③ 必要な書類等の備え置き、閲覧、公表等の履行を行いました

5 法人本部運営報告

一 会議関係

(1) 評議員選任・解任委員会

日 時	審議事項等
令和3年4月27日（火） 15:00 開会	(1) 審議事項 次期評議員選任（案）について

(2) 評議員会

日 時	審議事項等
令和3年6月16日（水） （決議省略）	(1) 審議事項 ・令和2年度事業報告書及び計算書類等の承認 ・任期満了に伴う理事及び監事選任（案）について

(3) 理事会

開催日	主な審議事項
令和3年6月1日(火) (決議省略)	(1)審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 事業報告(案)について ・令和2年度 収支決算(案)について ・令和3年度 定時評議員会開催(案)について ・令和3年度 嘱託医契約の承認について ・令和3年度 清掃業務委託契約の承認について (2)報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査の結果について
令和3年6月22日(火) (決議省略)	(1)審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・理事長選定(案)について
令和3年10月19日(火) 15:00開会	(1)審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 第一次収支補正予算(案)について ・運営規程の一部改正(案)について (2)報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の職務執行状況報告
令和4年3月29日(火) 15:00開会	(1)審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 第二次補正予算(案)について ・令和4年度 事業計画(案)について ・令和4年度 当初予算(案)について ・育児・介護休業等に関する規程の一部改正(案)について ・給与規程の一部改正(案)について ・電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(案)について ・ハラスメントの防止等に関する規程(案)について ・令和4年度 業務委託等契約(案)について (2)報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・西貝の郷実地指導の結果について ・西之島の郷居宅介護支援事業所実地指導の結果について ・理事長職務執行状況報告

二 監事監査

開催日	監事名	記事
令和3年 5月13日(木)	名波監事 鈴木監事	決算監査(会計監査、「監事のための監査チェックマニュアル」 社会福祉法人社会福祉協議会発行(改訂第8版)による)
令和3年 9月21日(火)	名波監事	西貝の郷期中監査(預金通帳残高照合、月次試算表、現金出納 帳、小口現金出納帳、各種伺い書等確認、他)
令和3年 10月19日(火)	名波監事 山本監事	令和3年度第3回理事会出席
令和3年 12月9日(木)	名波監事	西之島の郷期中監査(預金通帳残高照合、月次試算表、 現金出納帳、小口現金出納帳、各種伺い書等確認、他)
令和4年 3月29日(火)	名波監事	令和3年度第4回理事会出席

三 情報公表

公表事項	公表方法
事業報告書	事務所備え置き、ホームページ
決算関係書類	事務所備え置き、ホームページ、財務諸表電子開示システム
現況報告書（役員報酬等含む）	事務所備え置き、ホームページ、財務諸表電子開示システム
定款	事務所備え置き、ホームページ
役員報酬基準	事務所備え置き、ホームページ
事業計画書	事務所備え置き、ホームページ

四 その他

年月日	項目	記 事
令和3年4月1日（木）	新任職員入職式	新規学卒8名・一般採用5名
平成3年4月1日（木） 平成3年4月2日（金）	新任職員合同研修	新規学卒8名・一般採用5名

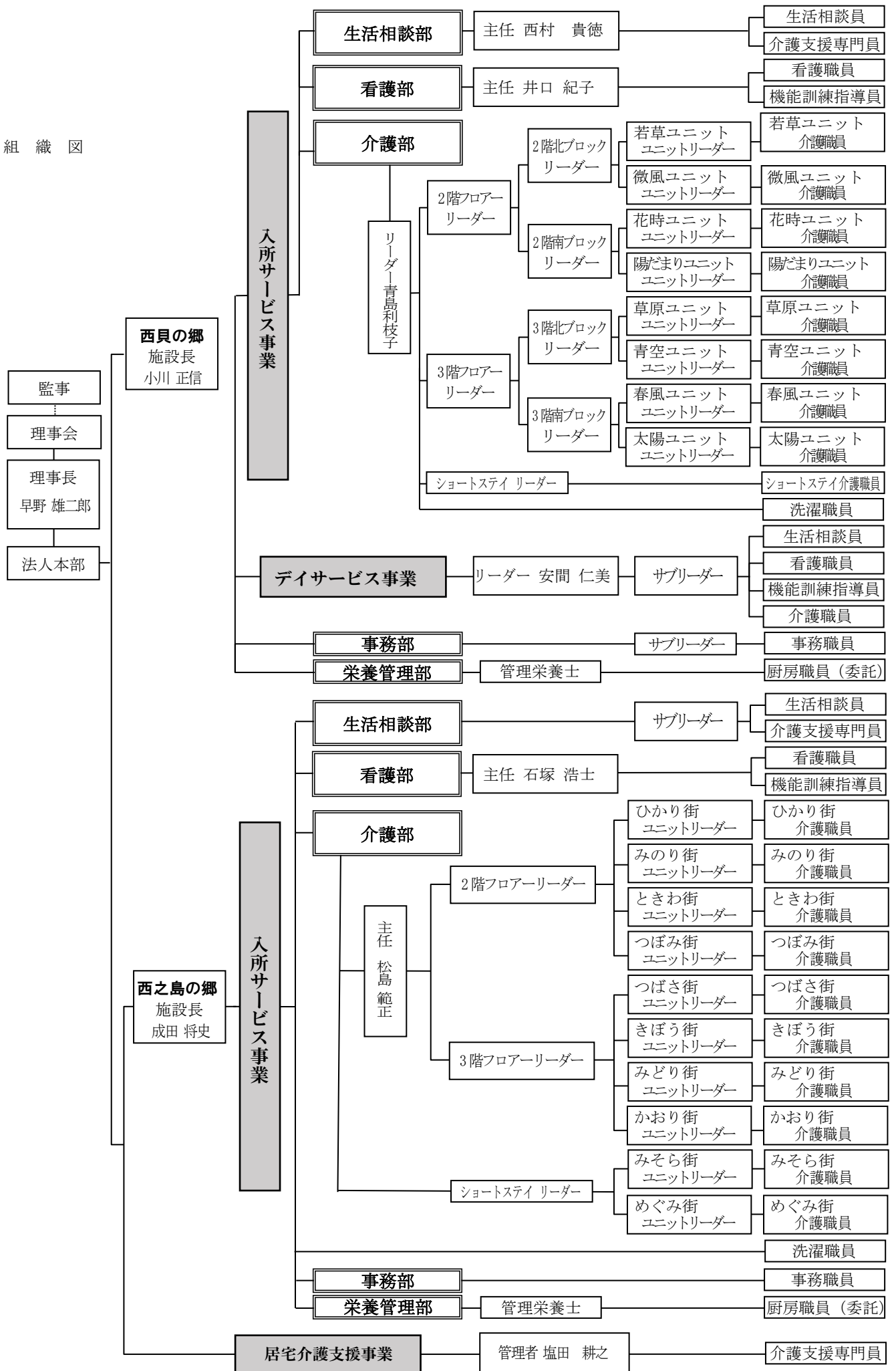
6 借入金の償還状況

令和3年度の機首借入金残高は、2億4,214万円です。今期の返済額は元金5千387万円、利息451万8,480円、財源の内訳は償還補助金が元金助成1,070万8,150円、利息助成37万4,954円、残金は介護報酬をもってこれに充当しました。

抛 点 区 分	西貝の郷		西之島の郷	合計
	借 入 先	福祉医療機構	福祉医療機構	
期 首 残 高		40,540,000	201,600,000	242,140,000
当 期 償 還 額	元 金	20,270,000	33,600,000	53,870,000
	利 息	486,480	4,032,000	4,518,480
	計	20,756,480	37,632,000	58,388,480
当 期 償 還 補 助 金 額	元 金	10,135,000	573,150	10,708,150
	利 息	81,080	293,874	374,954
	計	10,216,080	867,024	11,083,104
期 末 残 高 (うち1年以内返済予定額)		20,270,000 (20,270,000)	168,000,000 (33,600,000)	242,140,000 (53,870,000)
返 済 期 限		2022年12月10日	2027年2月10日	
備 考		利率1.2%	利率2.0%	

(単位：円)

組織図



令和3年度 西貝の郷 事業報告書

特別養護老人ホーム西貝の郷
短期入所施設西貝の郷
デイサービスセンター西貝の郷

 社会福祉法人 齊慎会

1 西貝の郷 概要

施設 の 名 称	特別養護老人ホーム西貝の郷
所 在 地	〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚 2111 番地 1
設 置 認 可 日	平成 14 年 12 月 20 日
事 業 の 種 類	

1	事 業 所 名	特別養護老人ホーム 西貝の郷
	介護保険事業種別	指定介護老人福祉施設
	事 業 所 番 号	2276700181
	定 員	80 名
2	事 業 所 名	短期入所施設 西貝の郷
	介護保険事業種別	指定（介護予防）短期入所生活介護
	事 業 所 番 号	2276700181
	定 員	10 名
3	事 業 所 名	デイサービスセンター 西貝の郷
	介護保険事業種別	指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業
	事 業 所 番 号	2276700181
	定 員	40 名（土曜日は 15 名）

2 施設運営の状況

介護サービスは、要介護者状態にある高齢者とそのご家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下であっても、適切なサービス継続が求められます。従って、令和 3 年度は、感染症への対応力強化を第一の取り組み課題として運営にあたって参りました。感染対策の要はワクチン接種ですが、合わせてご利用者に発熱などの体調変化があった場合の対応や、職員とその家族・友人等についても体調不良や濃厚接触者となった場合の対応などをルール化して徹底し、施設内で陽性者のケアにあたる事態に備え事業継続計画（BCP）を策定、ゾーニングのシミュレーション訓練を行うなど、感染対策を強化して参りました。新型コロナウイルスは、感染症法上 2 類相当とされ、当初陽性者は無症状であっても原則入院の扱いでしたが、感染者が増加し病床使用率が上がってくると次第に自宅療養を強いられるケースが増え、特に第 5 波以降高齢者介護施設では施設内で陽性者をケアするケースが一般化しました。また、次々と変異するウイルスの株によってもその特性などが変わるため、感染対策はそうした状況等の変化に対応するため、最新の情報の収集に努めながら、感染対策の見直しを繰り返して対応にあたってきました。幸いにも西貝の郷では 8 月にショートステイのご利用者 1 名の陽性が判明した以外、施設内での陽性者の発生はありませんでしたが、1 名の陽性者発生の際はショートステイの事業を 1 週間停止して経過の観察や消毒などの対応にあったため、その間のショートステイの収入が途絶えることになったとともに、デイサービスでは新型コロナウイルスへの警戒感などから利用控えがあり、1 年を通して稼働率が低迷し、介護保険収入は減少に見舞われました。

また、施設では比較的感染が落ち着いていた1月1日から1月10日までの2ヶ月余りの期間を除き、感染対策としてご家族様に面会の制限をお願いしました。面会の代替手段として、ZOOM等を使用したWeb面会を実施しましたが、直接触れ合うことはできなかったため、ご家族様にはご心配・ご迷惑をお掛けすることとなりました。そのため、職員は少しでもご入居者の様子や暮らしがご家族に伝わるようにと、ご入居者個人別に写真付きの報告書を作成してご家族にお渡ししたり、ホームページで定期的にレクリエーションや施設内の様子を公開するなどして、情報の発信に努めました。また、コロナ禍ではこれまで定期的に行っていた外出やイベント、ご家族や地域の方を招いた行事等を控えざるを得ないため、ご入居者にとっても寂しい毎日となりがちです。レクリエーションや行事はご入居者の脳の活性化や身体機能の向上、QOLの向上のために欠かせないものですので、職員は少しでもご入居者の皆様に楽しんでいただけるように、あるいは体を動かす機会が増えるようにと、ユニットごとにレクリエーションを企画したり、規模を縮小するなど工夫して敬老会などの行事を開催しました。コロナ禍の施設運営は、感染対策とともに少しでもご入居者の暮らしが楽しくなるように、また明るい気持ちになれるようにするにはどうしたら良いかを考えさせられ、施設として本来求められるべきケアのあり方を改めて考え直すきっかけにもなりました。

さて、令和3年度の取り組み課題の2点目は、介護保険制度改正への対応でした。今回の改正の目玉は科学的介護情報システム（LIFE）であり、科学的介護推進加算を始めとするLIFEの活用が要件に含まれる加算を算定するためには、LIFEへのデータ提出とフィードバック機能の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることが条件となります。しかし、既存の介護ソフトはLIFEと連携しておらず、データの抽出もできなかったため、LIFE用に新たにデータの作成・入力作業が必要になりました。業務の負担は増えましたが、職員の尽力により介護老人福祉施設、通所介護とも4月のLIFEの運用開始と同時にデータの提出をスタートすることができました。但し、令和3年度はLIFEのデータ蓄積段階であったため、フィードバックされたデータは暫定的なもので、実用性は低くLIFEへの取り組みの成果をケアの面では感じることは余りできませんでした。とは言え、LIFEへの取り組みは介護報酬の増額に繋がり、またLIFEのデータをもとに一人のご入居者の状態を経年比較したり、施設内で近い状態にあるご入居者同士を相対評価で比較してその違いを分析してみるなど、データを活用しケアに活かすことは工夫次第で可能であり、LIFEへの取り組みにより得られるものは間違いなくあると感じています。また、LIFEはこれまで個々の介護事業所や介護職員の勘や経験則頼みになっていた領域に「根拠」を客観的に明示し、自立支援・重度化防止に資する質の高いケアの実現を目指すものであるため、今後データが蓄積されシステムの改善が進めば、もっと成果が得られるようになると見込まれますので、今後も継続して取り組んでいきたいと思えます。

3点目の課題は適正な収支差率の確保であり、各事業ごとに目標稼働率を設定して運営に当たりましたが、前述したとおりショートステイは新型コロナウイルスの陽性者発生の為1週間の事業中断があり、デイサービスは年間通して稼働率が低迷したため、稼働率の目標をクリアすることはできませんでした。通所系サービスは、コロナ禍で全国的に利用者が減少しており、西貝の郷だけの問題ではありませんが、今後、巻き返しに向けて戦略を練り直し、利用率の回復を図っていく必要があります。一方で、前述したLIFEへの取り組みにより、新たな加算が算定できるようになりました。令和3年度の介護報酬改定は0.7%のプラス改定とされていますが、従来の加算が本体報酬に包括されるなどしており、今までと同じやり方で自動的に報酬がアップするものではありません。褥瘡マネジメント加算及び排泄支援加算、科学的介護推進体制加算などの算定により介護報酬額を加算を増やすことができたことは、一つの成果であったと思えます。

最後に、西貝の差では人材確保・育成に向けた取り組みとして、内部研修の充実、ハラスメン

トの防止対策の推進、職場環境改善に向けたICTの活用やロボット機器の導入などを進めています。施設内での内部研修は、従来は研修に参加する職員が一部屋に集まる形の集合型研修を実施してきましたが、コロナ禍のためユニット・部署別に少人数で開催する形に変更するとともに、研修種別によっては職員が個人単位で受講するWeb研修を採用するなどの見直しを行いました。併せて、日々提供しているケアについて部署ごとに発表会を開催してお互いから学んだり、より専門性の高い研修を受講するためには外部研修への参加も有効ですので認知症介護実践者研修などの外部研修や、コロナ禍で普及したリモート形式の外部研修にも積極的に参加を促すなどして、職員の育成を図りました。職場環境の改善に向けては、老朽化していた寝位入浴装置・座位入浴装置をいずれもアマノ製入浴装置「シャトル」に更新しました。以前の入浴装置に比べて取扱いが楽で、職員の負担軽減と業務の効率化に繋がっています。

話しは戻りますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念される状況下においては、職員は自身が感染する恐れや、自身が媒介となりご利用者やご家族が感染する恐れを常に意識しながら業務を行ってきました。また、本人や同居の家族に発熱等があれば出勤停止の措置をとりましたので、休みの職員の勤務をカバーするために他の職員の業務負担が増加する形となり、職員にとってコロナ禍での業務は心身の負担の大きい環境であったと思います。施設の運営にあたっては、職員の健康状態やストレスへの配慮を心掛けるとともに、リモートワークではないコミュニケーションができる職場のメリットを生かして可能な限り現場の意見や要望を聞き、働きやすい環境の整備を心掛けました。良いサービスを提供するためには、働く職員にとって働きやすい良い職場であることが大切ですので、今後も職場の改善を図るとともに、創意工夫に努め、職員とともに良い施設を目指して切磋琢磨して参ります。

3 重点施策の取り組み

1 感染症等への対応力強化

1. 感染対策マニュアルを更新し、シミュレーション研修（訓練）を実施しました
2. 事業別の事業継続計画（BCP）を作成しました
3. コロナ禍で実施可能な形での行事やレクリエーションを企画・運営しました

2 介護保険制度改正への対応

（地域包括ケアシステム推進）

1. 認知症基礎研修、認知症介護実践者研修の受講を推進し、認知症対応力の向上を図りました
2. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に、看取りケアの充実に努めました
3. コロナ禍の為、地域における社会参加活動や地域住民との交流は中止としました

（自立支援・重度化防止）

1. 機能訓練、口腔、栄養などの個人データを作成し、LIFEへ提出しています
2. 生活機能向上連携加算の連携先の情報収集にあたりました
3. デイサービスを中心に、個別機能訓練の取り組みを強化しました
4. 口腔ケアなど口腔衛生管理の充実に努めました
5. 適切な栄養ケアマネジメントによる栄養状態の改善に努めました
6. ADL維持加算取得に向けて、データの確認を行いました
7. 新しい褥瘡マネジメント加算に適合するよう業務の見直しを行いました

(その他)

1. 高齢者の虐待防止のための委員会を設置し、利用者の人権擁護・虐待防止に努めました
2. 介護事故防止に向けて、事故防止委員会を中心にインシデント事例の分析、事故の原因究明・再発防止に取り組みました

3 適正な収支差率の確保

1. 事業別に稼働率の目標を設定して取り組んだ結果、特養は目標達成しましたがショートステイ・デイサービスは苦戦、特にデイサービスは目標稼働率を大きく下回る実績となりました
2. L I F Eへの取り組みにより科学的介護推進体制加算などの新加算を算定しました
3. 省エネルギーの取り組みにより光熱水費削減に努め、使用量削減は達成しましたが、電気・ガスの単価上昇により費用額は約8%増加となりました
4. 消耗品の適正使用によるコスト削減に努めました

4 優秀な人材の確保

1. 目標管理制度の運用により職員個々の能力開発に努めました
2. 内部研修にWeb研修を活用したり、ケアの発表会を行って職員の研鑽に努めました
3. 入浴支援装置の更新により、業務の負担軽減が実現しました
4. 時間有給、半日有給の奨励による有給休暇の取得促進を図りました
5. リーダークラスの職員に対してハラスメント防止対策研修を実施しました
6. 人材確保に向けて高校・専門学校・大学等からの情報収集に努めました

4 各サービス及び各部署実績報告

1 特別養護老人ホーム

<介護部>

介護保険制度改正への対応として、創設されたL I F E関連の加算算定に他職種と連携して取り組み、新たに4つの加算算定に繋がりました。データ提出のためのアセスメントや、内部研修での研究発表会により、職員によるご入居者の自立支援に向けた取り組みが増え、ご入居者個々の活動機会も増えていきます。アセスメントの向上、見守り支援システム（パラマウントベッド製「眠りSCAN」）等の活用によりヒヤリハットの報告件数も前年度と比較して減少しています。

1. L I F Eへの取り組みにより科学的介護推進体制加算Ⅱ（50単位/月）、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3単位/月）・Ⅱ（13単位/月）、排泄支援加算Ⅰ（10単位/月）、安全対策体制加算（20単位/日・入所初日のみ）を新規に算定しました。
2. 居室担当を中心にご入居者の生活やサービスの内容等についてデータを収集し、それを活用することでサービスの向上に努めました。機能訓練を行う機会が増えるとともに、リスク回避によりヒヤリハットの発生数も減少しています。
3. ケアやサービスの充実・改善、介護の専門性向上のため、内部研修で各ユニットでのケアに関する研究発表会を開催しました。異なるフロアや別ユニットの取り組みが共有されることで職員の意識が高まり、自立支援の取り組みや業務改善への取り組みが増えています。
4. 介護職員の配置数は不足気味でしたが、職員の自己啓発・能力開発のため外部研修に参加する機会の確保に努めました。
5. 新型コロナウイルス感染症に対応するため研修や会議などを活用し感染症に関する知識・技術

の周知に努めました。

<看護部>

新型コロナウイルス感染症対策に中心的役割を果たすとともに、施設内での早期のワクチン接種を進めました。

1. 部署内のコミュニケーションに努め、働きやすい環境の整備を心掛けました。
2. 医師及び他部署との連携、情報共有のもと、ご入居者の体調の変化や異常の早期発見、早めの対応に努めました。

<生活相談部・介護支援専門員>

生活相談員2名のうち1名が育児休業、もう1名が退職したため急遽人事異動を行い体制を整備しました。デイサービス生活相談員及び事務職員との協力により円滑な業務遂行に努めました。

1. 介護保険制度改正及び補足給付の見直しについて、ご家族等への丁寧な説明・周知を心掛けました。
2. 自立支援・重度化防止の取り組みを意識した個別サービスが提供されるよう、多職種連携の中心になり支援にあたりました。
3. 介護報酬改定に伴う新たな加算について、科学的介護推進体制加算等LIFEに関連する4種類の加算算定に取り組みました。
4. 面会制限中は、電話連絡や手紙等でご家族にご入居者の生活の様子をお伝えするよう努めました。ただし、ご入居者全員に十分な説明ができていたとは言い難いため、引き続きコロナ禍でのご家族との連携・情報伝達の方法について検討し、改善に取り組んでいきます。

<事務部>

給与明細の電子化や、社会保険労務士とのデータの受け渡しをメールに移行することで、業務の合理化・効率化を推進しました。

1. 来客・電話対応は、笑顔で親切に、また他職種と連携をとりスムーズな対応を心掛けました。新型コロナ対応のため面会制限を行いましたが、一時制限が解除されたときはワクチン接種の証明書を提示していただいたり、面会の注意点を申し伝えたりと対応に追われましたが、他職種と連携しながら感染者を出すことなく行うことができました。
2. 感染症発生時や災害時に消耗品が不足しないよう、在庫を管理し、補充に努めました。今後は、物品ごとにわかりやすいように倉庫の整理整頓を進めていきます。
3. 介護報酬改定に伴い、利用料の請求に間違いがないよう見直し・チェックを徹底しました。
4. 会計情報を正しく記録し、正確に報告する事で経営に活かせる会計処理・財産管理に努めました。

【栄養管理部】

一週間に1回は新しいメニューを取り入れました。なかなか行事ができない為、ご利用者が食事に飽きてしまわないよう努めました。食材の高騰が相次ぎ、去年と同じ献立内容でも2割以上価格が上がってしまっている為、コスト面でも収まるように調整に努めました。

1. 安全・安心な食事の提供を心掛け、異物混入や誤配膳の防止に努めました。調理器具等で劣化しているものは異物混入に繋がるため、今後もこまめに確認していきます。
2. 栄養ケアを効率よく行い、個々人にあった食事の提供、低栄養防止に努めました。ただ、計画書に誤字や状態の変化に対する対応等でミスがあったので、今後はダブルチェックを行う注

意していきます。

3. 低栄養からくる褥瘡の発生防止に努めました。皮剥け、褥瘡の方には個々にあった栄養補助食品を提案し、改善に努めることができました。
4. 食事を楽しんでいただけるようなメニューの考案と食事の提供を心掛けました。厨房の作業工程を見直し、パン・麺類のメニューの回数を増やし、メニューのレパートリーを増やすことができました。

2 ショートステイ

生活相談員を通して、ご家族やケアマネージャーとの連絡を密に行うよう心掛け、ご利用者が安心してご利用いただける環境が提供できました。

1. コロナ禍でも安心・安全にご利用していただけるよう感染対策に努めました。
2. より良いサービスが提供できるようご利用者やご家族の意見や要望を聞くよう心掛けました。
3. 介護支援専門員との情報共有にICTを活用し、効率化と連携の強化に努めました。

3 デイサービス

毎月発行している情報誌「月刊デイ」の充実にも努め、ご家族やケアマネージャーへの情報発信を強化しました。ご利用者の個別性に合わせたサービスが提供できるよう、レクリエーションなどを選択できるように心掛けています。

1. 入浴・レクリエーションなどについて個々のご利用者に合った、自立支援のためのサービスへと見直しを行っています。
2. 介護職員・看護職員・生活相談員が情報を共有できるようケース記録の充実化を図りました。未だ不純な点もあるため、引き続き職員間でコミュニケーションをとり円滑な情報共有を進めていきます。
3. 一斉に行うレクリエーションから選択するレクリエーションに移行し、定着してきています。引き続き、より良いサービスが提供できるよう職員の勉強会などを行っていきたいと思います。
4. ご利用者に気持ちよくサービスを利用していただけるよう接遇の向上に努めました。職員同士注意し合うことでお互いのスキルアップを目指しています。
5. 看護職員を中心に、新型コロナウイルス感染症対策に努めました。感染予防に関する知識や非常時の対応を全職員が統一してできるように、定期的に内部研修を行いました。